

令和 2 年度

近江八幡市地域密着型サービス事業候補者募集要項

1. 募集するサービス・募集数等

令和 2 年度における『地域密着型サービス』事業候補者を募集します。
募集するサービス及び整備数、圏域は次のとおりです。

種 別	定員数	整備年度	圏域
地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特養) ※原則、ユニット型個室による整備	20～29 床	令和 3 年度	市内全域
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1 ユニット 9 室	令和 3 年度	市内全域

以上

2. 募集要件

次の事項をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有し、定款等において当該事業を行うことが明記されていること。ただし、地域密着型介護老人福祉施設については、社会福祉法人に限る。なお、法人を設立予定の場合、「近江八幡市公的介護施設等整備補助金」の交付申請日までに法人の設立認可を受け、設立登記が完了していることとし、設立要件やスケジュール等については、近江八幡市または滋賀県の関係課と事前相談を十分に行い、応募ください。
- (2) 代表者又は開設者若しくは管理者が次の要件を満たしていること。

代表者（開設者）及び管理者の要件確認表

	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設
新規法人	代表者（開設者）は①又は②※3を満たすこと 管理者は①かつ③を満たすこと	開設者は①又は②※3を満たすこと 管理者は①かつ②を満たすこと
	①組織マネジメント業務※2に3年以上従事した経験のある者 ②認知症である者の介護に2年以上従事した経験のある者 ③特別養護老人ホーム等※4の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者	①組織マネジメント業務※2に3年以上従事した経験のある者 ②認知症である者の介護に2年以上従事した経験のある者
既設法人 ※1	代表者（開設者）は④又は⑤※3を満たすこと 管理者は④かつ⑥を満たすこと	開設者は③又は④※3を満たすこと 管理者は③かつ④を満たすこと
	④組織マネジメント業務※2に1年以上従事した経験のある者 ⑤認知症である者の介護に1年以上従事した経験のある者 ⑥特別養護老人ホーム等※4の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者	③組織マネジメント業務※2に1年以上従事した経験のある者 ④認知症である者の介護に1年以上従事した経験のある者

・在職証明書を添付すること。

※1「既設法人」とは、介護サービスの指定や許可をうけた法人のこと。従って保育や障がい分野のサービスは含まない。

※2「組織マネジメント」とは、介護サービスの基準や取組・介護従事者に対する労務管理・適切なサービス提供の在り方を十分に理解した上で、法人の財務・労務等の経営面に直接携わる業務のこと。

※3 代表者（開設者）は、どちらか一方の経験で要件を満たすが、両方の経験を有する者が望ましい。

※4「特別養護老人ホーム等」とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等のことを指す。

- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (4) 市が定める条例及び整備指針、その他関係法令を遵守すること。(5頁参照:介護保険関係法令について)
- (5) 事業を開始することについて地域住民の理解が得られていること。
- (6) 施設整備を行う土地・建物は、応募者の所有若しくは事業開始までに確実に取得されるものであること。また、賃貸借契約等が締結されているもの若しくは事業開始までに確実に締結されるものであること。
- (7) 医療機関とスムーズな連携が図れていること。
- (8) 保険者の活動に対して協力的な姿勢が保たれること。
- (9) 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業」を実施し、利用者負担の軽減措置を図ること。
- (10) 同一年度に2回応募できない。再度応募の場合は次年度以降に一度限り認める。
- (11) 整備年度については、原則定める年度内とするが、市と協議のうえ認められる場合はこの限りではない。

3. 事業候補者の選定及び指定

- (1) 地域密着型サービス事業等選定評価委員会(※)による書類審査及びヒアリングや現地確認により選定します。また選定過程は公表する場合がありますので予めご了承ください。(選定された事業者には文書通知するとともに、選定事業者名を公表します。)
- (2) 事業候補者の選定は、地域密着型サービス事業者としての指定が確約されたものではありません。指定を受けるためには改めて指定の申請が必要です(事業開始予定の1か月前まで)。指定基準等を満たさない場合は指定されません。

※)地域密着型サービス事業等選定評価委員会とは、「近江八幡市介護基本条例」、「近江八幡市総合介護市民協議会の運営等に関する規則」、「近江八幡市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則」の規定に基づくもの。

4. 応募から選定・指定(補助金交付)の日程

- (1) 募集要項公告(令和2年6月1日(月))
- (2) 申し込み期限(令和2年7月15日(水)午後5時まで)
- (3) 応募書類提出期限(令和2年7月31日(金)午後5時まで)
- (4) 地域密着型サービス事業等選定評価委員会(8月中旬予定)
- (5) 事業者決定(8月下旬予定)
- (6) 補助金交付申請書の提出(令和3年4月以降予定)
- (7) 補助金交付決定後、工事着工
- (8) 工事進捗状況現地確認(随時)
- (9) 事業所指定申請書の提出(工事完了1か月前まで)
- (10) 工事完了・検査、補助金実績報告書の提出(令和4年3月末まで)
- (11) 事業所指定(令和4年4月～)
- (12) 補助金交付

※上記の日程において、公的介護施設等の計画的な整備等の促進のための補助金の交付等に関する要綱第5条第1項ただし書きによる応募法人が会社法(平成17年法律第86号)の規定により設立された法人については、補助金の対象者とならないため、補助金にかかる項目は該当しない。

5. 協議等が必要と考えられる法律・機関等

法令名	内 容	お問合せ先
建築基準法	民家改修型施設の場合、使用面積が100㎡以上なら建物の用途変更が必要となり、用途変更の建築確認が必要となる。特に民家改修型グループホームの場合は基準が厳しい。面積にかかわらず事前に相談ください。	建築課 0748-36-5544 (安土町総合支所)
都市計画法	施設を建築する場合、都市計画法の許可が必要となる場合があるので事前に相談ください。	都市計画課 0748-36-5510 (安土町総合支所)
消防法	面積、人数、開口部、窓の大きさ等により必要となる防火設備が異なる。 また、消防法施行令により、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入居・宿泊する社会福祉施設等については、スプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置することが義務付けられたので、消防署予防係で事前指導を受けてください。	近江八幡消防署 0748-33-5119 (近江八幡市小船木町819番地)
食品衛生法	食品の安全性の確保のため、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置が適用される。施設の保健衛生状態を良好に維持するため、事前に相談ください。	東近江保健所 0748-22-1253 (東近江市八日市緑町8-22)

6. その他留意事項

- (1) 保険給付を受けるためには、保険請求から給付の流れを理解することが必要である。特に介護報酬が入るのは、サービス提供月の2か月後となるので注意されたい。滋賀県国民健康保険団体連合会のホームページを参照のこと。
- (2) 国保連合会への介護給付費請求明細書の伝送や厚生労働省ホームページWAMNET(ワムネット)から情報の収集が必要となる場合があるため、インターネットの環境を整えられたい。

介護保険関係法令等について

国

- 介護保険法
- 介護保険法施行法
- 介護保険法施行令
- 介護保険法施行規則
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定介護老人福祉施設(老人保健施設)の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

県

- 滋賀県指定居宅サービス事業者、介護保険施設および指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則
- 指定居宅サービス事業者、介護保険施設および指定介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱
- 介護保険サービス提供事業者 指定申請の手引き
- 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例
- 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

市

- 介護基本条例
- 介護保険条例
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する要綱
- 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則
- 地域密着型サービス事業所整備指針
- 公的介護施設等の計画的な整備等の促進のための補助金の交付等に関する要綱
- 公的介護施設等開設準備経費補助金交付要綱
- 基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者並びに基準該当介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防支援事業者の登録に関する規則